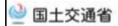
#### 全国市町村再開発連絡協議会 総会・議演会

# まちづくり関連の最近の動き

国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課

平成25年8月6日(火)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 目次

図土交通省

- 1. 平成25年度予算について
- 2. 関連法制度の改正について
- 3. 東日本大震災への対応について
- 4. 今後の再開発の方向性について

2



# 1. 平成25年度予算について

# 1.(1)平成25年度予算



#### 平成25年度当初予算

◆ 平成22年度より、従来の個別補助金が原則廃止され、社会資本整備総合交付金に 原則一本化(ただし、一部の補助事業を除く)

【平成24年度当初予算以降の主な変更点】

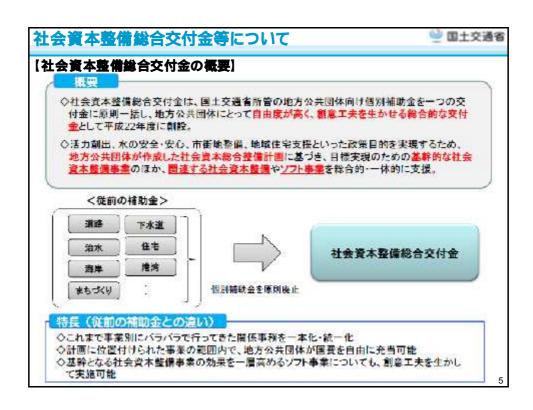
- ◆ 平成24年度補正予算において、「防災・安全交付金」を創設 ◆ 平成25年度当初予算において、「地域自主戦略交付金」を廃止

#### 平成25年度再開発関係予算額(都市局及び住宅局)

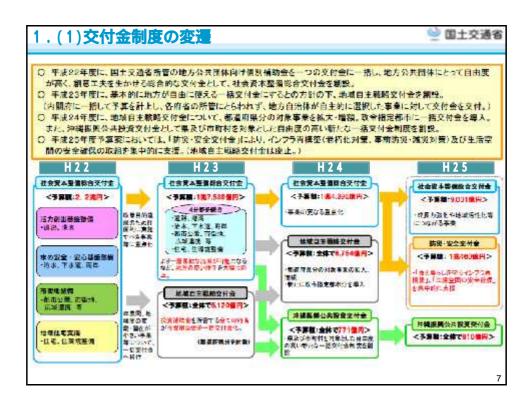
(百万円)

ΠΛ		2 5 年月	雙(A)	2 4 年	芰(B)	倍率(	A/B)
	区分	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
市	<b>万街地再開発事業等</b>	129,834	6,914	160,842	7,219	0.81	0.96
	市街地再開発事業等	123,714	6,914	150, 242	7,219	0.82	0.96
	市街地再開発事業等資金融資 (都市開発資金)	6,120	0	10,600	0	0.59	-

- 注1 本表の他に、平成25年度国費として、社会資本整備総合交付金9,031億円、防災・安全交付金10,460億円 及び沖縄振興公共投資交付金的10億円がある。 注2 市街地再開発事業等には、基本計画等作成事業、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、先導型再開発緊
- 急促進事業を含む。









# 1.(2)市街地再開発事業等に係る新規事項(平成25年度)

図土交通省

### 【マンション再生関連】(優良建築物等整備事業等に係る特例措置の期限延長)

小規模な旧耐震マンション等の建替えに係る支援を強化するため、マンション建替えに係る優良建築物等整備事業、都市再生住宅等整備事業の特例措置の期限を延長する。

特例措置の概要 (【現行】平成24年度末まで | ■ 【延長】 平成29年度末まで)

# 優良建築物等整備事業(マンション建替タイプ)事業概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災 拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等 に寄与する優良建築物等の整備を行う。

. 優良再開発型(共同化タイプ、市街地環境形成タイプ、マンションの建 ション建替タイプ(区分所有者による老朽化したマンションの建 替を行う事業))、市街地住宅供給型(中心市街地共同住宅供 給タイプ)、既存ストック再生型

#### 特例措置の概要 [マンション建替タイプの対象要件に係る特例]

	原則	特例措置
地区面積要件	区域面積が 概ね1,000㎡以上	区域面積が 概ね300㎡以上
空地要件	法定空地率 + 15~20%	法定空地率どおり
調査設計計画 費補助に係る同 意要件	区分所有法第39条 の規定による普通 決議により建替え の推進について5 分の4以上の賛成 を得ていること	マンション建替え円滑化法に基づく建替えの推進について明確に反対を表明する者の割合が5分の1未満であること

#### 都市再生住宅等整備事業(住宅市街地総合整備事業) 事業概要

対象事業の実施に伴って住宅等(住宅、店舗、事務所等 及びその附帯施設)を失うことにより住宅等に困窮すると認 められる者を入居させるための住宅等の整備に対する支援 を行う。

[対象事業]

| 住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業等、<mark>マンショ</mark> | <u>ン建替事業等</u>

#### 特例措置の内容[マンション建替事業等の対象事業要件に係る特例]

	原則	特例措置
対象地域要件	都市再開発法に規 定する都市開発方 針(2号地区・2項 地区)等	三大都市圏の既成 市街地等
従前の地区面 積要件	1,500㎡以上	300㎡以上
従前の住戸数 要件	50戸以上	10戸以上

#### 1,(2)市街地再開発事業等に係る新規事項(平成25年度)

国土交通省

#### 【集約都市開発事業に対する支援強化】(都市の低炭素化の促進に関する法律)

#### (1)集約都市開発支援事業の拡充

集約都市開発支援事業の要素事業のうち認定集約都市開発事業(優建型)及び認定集約都市開発事業(暮らにぎ型)について、地域要件・区域面積要件を緩和。



#### (3)都市再生整備計画事業の拡充

都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「低炭素まちづくり計画」に位置づけられた事業の円滑かつ迅速な実施により、都市の低炭素化を一層推進するため、一定の要件のもとで、都市再生整備計画事業による支援を強化。(交付率の嵩上げ40% 45%)

# (2)防災・省エネまちづくり緊急促進事業の拡充

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する際に国が特別の助成を行う「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」の対象事業に、「認定集約都市開発事業(集約都市開発支援事業の助成を受けるものに限る。)」を追加。

	防災·省工 緊急0	防災・省エネマらづくり 緊急促進事業	
	住宅部分	非住宅部份	
之為的行中國是非共	N. Committee	DOMESTIC OF	
<b>神器公司</b>	0	0	
数据型	0	(数元)	
自治和	٥	٥	
快市報型	0	× → 6 (飲養)	
基を付き型	× → O	» → O	

#### 1.(2)市街地再開発事業等に係る新規事項(平成25年度)

留土交通省

#### **貨物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律**

平成25年5月29日公布

「地震防災戦略」(中央防災会議策定(H17年))において、住宅及び多数の者が利用する建築物 の耐震化目標を平成27年までに90%と設定(平成15年時点:75%)。(現行の耐震基準は昭和56年 6月に導入)

耐震化率は<u>平成20年時点で住宅が約79%、多数の者が利用する建築物が約80%</u>となっている。

平成20年までに達成すべき数値よりも約2%マイナスの状況。 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の<u>被害想定</u>で、これらの地震が最大クラスの規模で発生し た場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。

(南海トラフの巨大地震の被害想定(H24.8内閣府):建物被害約94万棟~240万棟、死者数約3~32万人) 耐震改修促進法の改正や支援措置の拡充による住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題

> 地方公共 団体が指定する期

. 耐震改修促進法の改正の概要

#### (1)建築物の耐震化の促進のための規制強化

#### 耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及 平成27年 び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち 末まで

地方公共団体が指定する<u>緊急輸送道路</u>等の<u>避難路沿道建</u>

都道府県が指定する<u>庁舎、避難所</u>等の<u>防災拠点建築物</u>

従来制度) 耐震改修の促進

> (従わない場合には その旨の公表)

倒壊等の危険性が高い場合

建築基準法による改修命令等

全ての建築物の耐震化の促進

マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

#### 1.(2)市街地再開発事業等に係る新規事項(平成25年度)



#### の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

#### (2)建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ペい率の特例 新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度に ついて対象工事の拡大 及び容積率、建ペい率の特例措置の創設。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修 を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4 1/2)

耐震性に係る表示制度の創設

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を<u>表示できる制度を創設</u>



#### 参考)支援措置の拡充

#### 【平成24年度補正予算】

住宅の改修・建替え等に対する緊急支援

・通常の支援(補助率 国:11.5%等,地方:11.5%等)に加え、<u>30万円/戸を追加支援</u>(国:15万円/戸,地方:15万円/戸) 密集市街地や津波浸水想定区域等に係る避難路沿道建築物の改修・建替え等に対する補助率の拡充等・密集市街地等の避難路の補助率を拡充(国:1/6 地方:1/6 同:1/3 地方:1/2) 等 ・密集市街地等の避難路の補助率を拡充(国:1/6,地方:1/6

耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援

耐震診断の義務付けの対象となる建築物について、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設

[緊急支援] 1/2 国:[通常]1/3

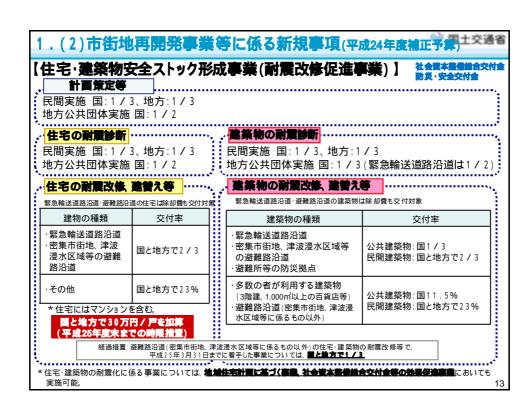
耐震改修等 国:[通常] 11.5%,1/3 [緊急支援]1/3,2/5

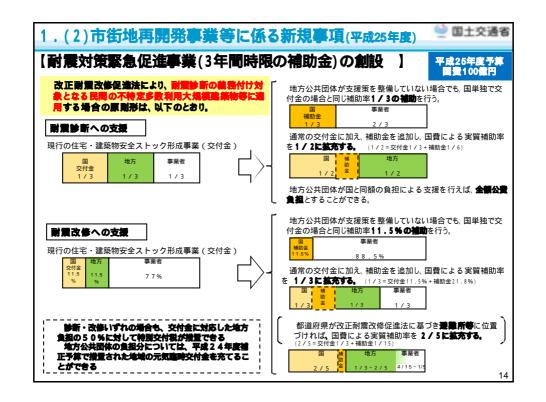
(通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率) (上配の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援)

#### 【平成25年度税制改正】

耐震改修促進税制(住宅)の拡充 所得税(H29まで延長) H26.4~H29.12の控除限度額を25万円に拡充

特に重要な避難路沿道にある住宅は2年間1/2減額に拡充 固定資産税(H27まで)





#### 國土交通省 1.(2)市街地再開発事業等に係る新規事項(平成25年度) 【耐震対策緊急促進事業(3年間時限の補助金)の創設 平成25年度予算 国費100億円 改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の避難路沿道建築物、逆離所等の防災拠点に 適用する場合の原則形は、以下のとおり。 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に 耐震診断への支援 限り、国としての追加支援策を講じる。 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助 率を 1/2に拡充する。 現行の住宅・建築物安全ストック形成事業(交付金) 事業者 交付金 (1/2=交付金1/3+補助金1/6) 避難路沿道建築物については、補償規定により全額公費負担 避難所等の防災拠点については、地方公共団体が国と同額の 負担による支援を行えば、全額公司負担とすることができる。 耐震改修への支援 地方公共団体が交付金による補助制度を整備している場合に 限り、国としての追加支援策を講じる。 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助 現行の住宅・建築物安全ストック形成事業 (交付金) 窓を 2/5**に拡充する** 事業者 (2/5=交付金1/3+補助金1/15) 参新・改修いずれの場合も、交付金に対応した地方負担の5 0 %に対して特別交付数が接置できる 地方公共団体の負担分については、平成 2 4年度補正予算で接置された地域の元気臨時交付金を充てることができる

# 1.(2)市街地再開発事業等に係る新規事項(平成24年度補正予算) 土交通省

#### 【地方都市リノペーション事業の創設(都市再生整備計画事業の拡充)】

地方都市の既成市街地等において、既存ストックの有効活用を図りつつ、持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域の生活に必要な都市機能(医療、商業等)の整備・維持を重点的かつ集中的に支援することにより地域の中心拠点・生活拠点の形成を推進し、地域の活性化を図る。

国費率の嵩上げ40% 50% 民間事業者による都市機能整備 について、共同施設整備費等に 加え、専有部についても一定条 件のもとで支援。



#### 中心拠点区域内において地方都市リノベーション事業として実施される市街地再開発事業 に係る地区面積要件緩和等

【地区面積要件緩和】

· 都市局所管事業:原則10,000㎡以上 原則2,000㎡以上 · 住宅局所管事業:原則5,000㎡以上 原則1,000㎡以上 【交付対象額の嵩上げ】 土地整備及び共同施設整備の 交付対象額を1.35倍に嵩上げ

16



# 2. 関連法制度の改正について

# 2.(1)都市再開発法施行令等の改正



#### 平成24年8月29日公布·施行

#### 背 黒

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)に基づく、特定建築者については、都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年法律第三百二十四号)において、公募によらないで特定建築者となる事ができる者が定められているところである。

今般、市街地再開発組合によって行われる都市の再開発を促進するため、一定の要件に該当する参加組合員である者を公募によらないで市街地再開発事業に係る建築物の建築を行うことができる者に追加する等の改正を行うこととする。

#### 概要

都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令において、参加組合員として保留床の2分の1以上を取得することを定款に定められている者について、公募によらず、特定建築者とすることができることとする。

#### (参考)都市再開発法施行令

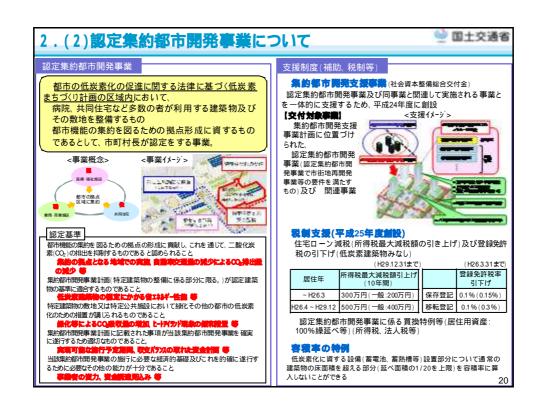
(公募によらないで特定建築者となることができる者)

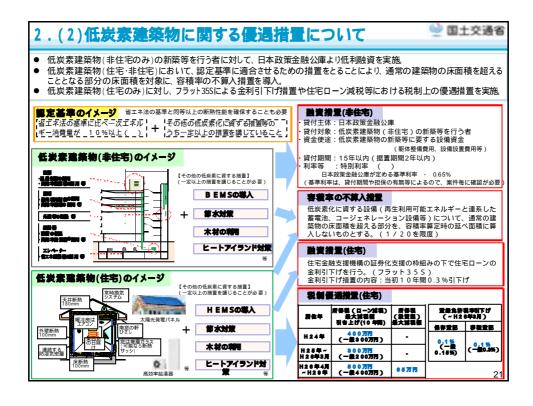
第40条の2 法第99条の3第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えた者とする。 一 特定一般社団法人等(特定一般社団法人等が財産を提供して設立した一般社団法人又は一般財団法人を含む。)で住 宅建設の事業を行うもの

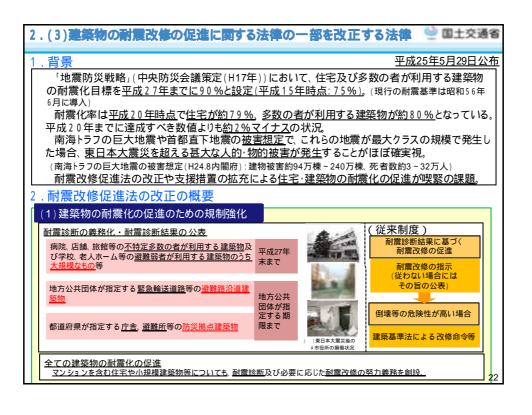
- 二 特定施設建築物の建築及び賃貸その他の管理を目的として設立された株式会社で、当該特定施設建築物に係る第一種市街地再開発事業の施行者又は施行者である組合の組合員が発行済株式の総数の二分の一(施行者が地方公共団体である場合には四分の一)を超える株式を所有するもの
- 三 組合の定款により施設建築物の一部(その床面積が組合及び全ての参加組合員が取得することとなる施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。) が与えられるように定められた参加組合員である者

18









#### 2 . (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律 💚 🛢 🛨 🏂 🍍



#### (2)建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建べい率の特例 新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の<u>認定制度について対象工事の拡大</u> 及び容積率、建ペい率の特例措置の創設。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修 を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4 1/2)

#### 耐震性に係る表示制度の創設

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設

# 【新たに認定対象となる増築工事の例】 改修前の

#### 参考)支援措置の拡充

#### 【平成24年度補正予算】

住宅の改修・建替え等に対する緊急支援

・通常の支援(補助率 国:11.5%等,地方:11.5%等)に加え、<u>30万円/戸を追加支援(</u>国:15万円/戸,地方:15万円/戸) 密集市街地や津波浸水想定区域等に係る避難路沿道建築物の改修・建替え等に対する補助率の拡充等 ·密集市街地等の避難路の補助率を拡充(国:1/6,地方:1/6 国:1/3,地方:1/3)

耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援

耐震診断の義務付けの対象となる建築物について、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設

国:[通常]1/3

[緊急支援] 1 / 2

国:[通常] 11.5%,1/3 [緊急支援]1/3,2/5

(通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率) (上記の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援)

#### 【平成25年度税制改正】

耐震改修促進税制(住宅)の拡充 所得税(H29まで延長) H26.4~H29.12の控除限度額を25万円に拡充 固定資産税(H27まで) 特に重要な避難路沿道にある住宅は2年間1/2減額に拡充

# 2.(4)都市再開発法等の改正



地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受け て、対象となる約4,000条項について順次見直しを実施

今般、第3次見直しに係る事項(衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案)及び地方からの 提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法令の整備を行う

これを受け、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整 備に関する法律(平成25年法律第44号)」において、都市再開発法を改正。この法改正を踏まえ、 現在、都市再開発法施行令につき改正作業中。(法・施行令の改正は平成26年4月1日施行)

法改正により、以下のとおり扱いが変更される。 【現行】

下記の事業認可権限等は、道府県が条例を定めた場合にのみ、政令市へ移譲 【上記の法・施行令の改正が施行される平成26年4月1日以降】 条例の有無にかかわらず、全ての政令市に、下記の事業認可権限等が移譲される

<都市再開発法・施行令の改正により都道府県から政令市へ移譲される予定の権限 >

都道府県知事が処理している個人施行者又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の 施行の認可、市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、個人施行者、市街地再開発組合 又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同事業に対する 措置命令及び監督(7条の9第1項、11条1項から3項、50条の2第1項、72条1項、124条3項、 124条の2、125条、125条の2)については、指定都市へ移譲する。

(義務付け・枠付けの第4次見直しについて(平成25年3月12日 閣議決定)より抜粋)



# 3. 東日本大震災への対応について

### 3. 東日本大震災復興交付金



東日本大震災により、著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地 域づくりを、一つの事業計画の提出により一括で支援。 復興地域づくりに必要な事業の幅広い一括化、自由度の高い効果促進事業、全ての地方負担への手当て、基金によ

後興地域、ハッドの女体ラ素が開始が、 1915、1915年 1915年 1915

参考:東日本大震災復興特別区域法(抄) 「第七十七条 特定地方公共団体である市町村は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道県は共同して、<u>東日本大震災により、相当数の</u> 「住宅、公共施設子の他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画(以下で の章において「復興交付金事業計画」という。)を作成することができる。

・被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅 広(一括化(5省40事業 右表参照)。

#### <効果促進事業等(関連事業)>

- 基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニー ズに対応

(補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

#### <地方負担の軽減>

及び により地方の負担は全て国が手当て 及び により地方の負担は主く国がチョミ 基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助 地方負担分は地方交付税の加算により全て手当て

#### <執行の弾力化・手続きの簡素化>

- ・市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を 含む)をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・事業間流用や基金の設置、交付・繰越・変更等に係る諸 手続の簡素化

	切権医寺の復営化・多機能化推進事業
4	<b>望咸又化别党挺调查事業</b>
73	三分倒省
	医療施設耐暖化事業
	↑護基盤復興まちつ(リ整備事業(*定期返間・随時対応サービス;や*訪問看護ステーション;の整備寺)
7	米筒所寺の復営化・多機能化推進事業
, ii	C水產值
	長山漁村地域復興基盤総合整備事業(集洛排水寺の集洛基盤、農地寺の生産基盤整備寺)
	長山漁村活性化プロジェケト支援(接典対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間支流拠点整備等)
	表尖対策・軌場作物生産装置整備事業(安・人豆等の生産に必要となる水利施設整備等)
	故災地域農業後 <del>典認合支援事業(農業用施設整備等)</del>
	無業者的炎機能性化事業(農業業者地盤美上げ、生活整盤整備等)
	無把能設備能強化事業(無 <b>治能設用均美上I</b> f、排水対策等)
	水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、湍港施設、放流用種面生産施設整備等)
	表体水產則修試験研究機測緊急整備事業
	不質ハイオマス施設寺緊急整備事業
	T交通省
	直路事業(市街地租互の接続連路)
	自路事業(高台移転寺に伴う道路整備(区需整理))
	自路事業(道路の防災·震災対策寺)
	炎害公宮住宅整備事業(災害公宮住宅整備事業、災害公宮住宅用地取得造成賃寺補助事業寺)
	災害公宮任宅家責仳廉化事業
	東日本大震災特別家賈侃飛事業
	公宮住宅寺ストック総合改善事業(前務改修、エレベーター改修)
	生宅地区の民事業(不民任宅除却、の民任宅の建設等)
	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
	生毛市街地総合整備事業(住毛市街地の再生・整備)
	世民建築物寺整備事業(市街地往宅の供職、社意の再開発寺)
28 28	主も・建築初文全人トック形成事業(任モ・建築初前原仪修事業) 生も・建築初文主人トック形成事業(が17-8以授等ルタは七砂数事業)
	と ひとかがないという かかずか パッシュスクルス とう サイス とう サイス とう サイス とう サイス とう マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
31	<b>丰成饭壳饭从金属事类</b>
	中級技術を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院を表現を 10日地の大学院と 10日地の大学院と 10日地の大学院と 10日地の大学院と 10日地の大学院と 10日地の大学院 10日本 10
	がい かい かいか かい か
	●・ドリュニョュセテル(水グドルの水)をごとこことですべり。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	和市助災推進事業(市位原液状代対策事業)
	部市防災部営推議事業(運済ジミュレージョン寺の計画東京寺)
	I NUMBER
	<b>の市が開業</b>
	防災集団移転促進事業
1011	
40	此灰素在贫穷心型淨化槽寺集中導入事業
	此炭素在被对心型净化槽等集中導入事業 2

文部科学値

1 公立学校施设整備質調準負担事業(公立小中学校寺の前増築・統合

2 学校施设境校告事業(公立小中学校寺の前増築・統合

# 3.復興交付金事業の進捗状況(H25.6末時点)



(復興庁ホームページより)

#### 復興交付金の予算規模

事業費 3兆288億円 国費 2兆4,397億円

うち、平成23年度第3次補正予算 事業費 1兆9,307億円 、 国費 1兆5,612億円 平成24年度予算 事業費 3,584億円 、 国費 2,868億円 平成25年度予算 事業費 7,397億円 、 国費 5,918億円

#### 復興交付金のこれまでの配分額

【第1回から6回までの合計額】

	事業費	国費
申請額	1兆8,459億円	1兆4,461億円
配分額	2兆0,001億円	1兆6,230億円

#### 【第1回(平成24年3月2日)】

	事業費	国費	
申請額	4,991億円	3,899億円	
配分額	3,055億円	2,510億円	

#### 【第2回(平成24年5月25日)】

	事業費	国費
申請額	2,139億円	1,696億円
配分額	3,165億円	2,612億円

### 【第3回(平成24年8月24日)】

жэ <u>н (+ ж</u> 2+ <del>+</del> 0/)2-н ) 1			
	事業費	国費	
申請額	1,423億円	1,110億円	
配分額	1,806億円	1,435億円	

#### 【第4回(平成24年11月30日)】

	事業費	国費
申請額	7,222億円	5,689億円
配分額	8,803億円	7,148億円

#### 【第5回(平成25年3月8日)】

		事業費	国費
	申請額	2,139億円	1,625億円
	配分額	2,540億円	1,998億円

#### 「第6回(平成25年6日25日)」

133 0 11 ( 1 3320 1 07 320 1 ) 1			
	事業費	国費	
申請額	545億円	442億円	
配分額	632億円	527億円	

# 3.復興における市街地再開発事業の動向(H25.6末時点)

#### (市街地面開発事業宝施地区)

復興交付金の配分を受けた地区(第6回配分まで

国土交通省

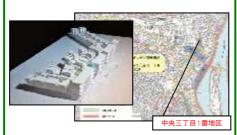
			6-06-1	後央文門並の配力を文門に返回に力また。		
	県	市	地区名	進捗(H25.6末時点)		
	宮城県	県 石巻市 中央三丁目1番		都市計画決定(H24.11.22)、事業計画認可(H25.5.31)		
	宮城県	石巻市	立町二丁目5番	都市計画決定(H25.3.22)		
	宮城県	石巻市	中央一丁目14·15番	都市計画決定前		
	宮城県	塩竃市	海岸通	都市計画決定前		
	宮城県	名取市	増田	都市計画決定前		
	福島県	須賀川市	須賀川市八幡町	都市計画決定(H25.3.29)		

#### 【中央三丁目1番地区(宮城県石巻市)】

・施行面積 : 約0.5ha

・施行期間 平成25~26年度(予定)

組合施行(予定) ・施 行 者 : ・整備概要 共同住宅、商業施設等



#### 【須賀川市八幡町地区(福島県須賀川市)】

・施行面積 : 約2.9ha

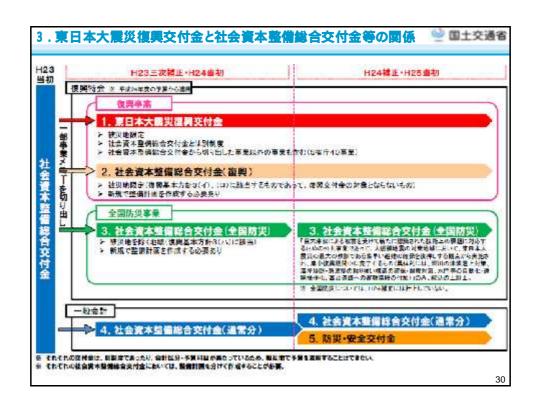
平成25~27年度(予定) ・施行期間

·施 行 者 : 市施行(予定)

・整備概要 : 市庁舎等



#### 国土交通省 3. 復興におけるその他取り組み 【その他主な事業の動向】 土地区画整理事業 地区数59(都決済50、うち認可済33) 地区数22(都決済11、うち認可済9) 津波復興拠点整備事業 優良建築物等整備事業 地区数1 【被災自治体への職員派遣(H25年度)】 自治体職員:1,046名(うち、土木・建築職476名) • その他、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊の帰国隊員、都市再生機構職員なども応援 【各種通知等】 東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について(ガイダンス)(平成24年1月発出、6月改正、 都市局) 東日本大震災の被災地における水産基盤整備とまちづくり事業との連携について(平成24年4月、都市局・水産 床) 液状化被災市街地の復興に向けた検討・調査について(ガイダンス)(平成24年4月、都市局・国総研) 東日本大震災の被災地における復興まちづくりの考え方(合意形成ガイダンス)(平成24年6月、都市局・住宅局) 地下水位低下工法の検討・調査について(ガイダンス)(平成25年1月、都市局・国総研) 津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着工等に向けた方策について(平成25年3月、都市局) 住宅再建・まちづくりの復興事業に係る所有者不明等の場合の用地取得の迅速化及び入札手続きの早期化につ いて(平成25年4月、都市局・住宅局・水産庁・復興庁) 格子状地中壁工法の検討・調査について(ガイダンス)(平成25年4月、都市局・国総研)





# 4.今後の再開発の方向性について

### 4.(1)都市の再構築

#### 國土交通省

### 【都市再構築戦略検討委員会(H25.4~)】

#### 背景·問題意識

人口の減少と高齢化、経済のグローバル化と産業構造の変化などを背景に、<u>地方都市、大都市それ</u> ぞれにおいて、これまでに経験したことのないような様々な課題が露呈

地方都市においては<u>都市の外縁化と中心部の空洞化、人口減少と高齢化、地域産業の停滞</u>等により、近い将来、居住と経済活動の場としての機能が維持できなくなる恐れ。

大都市についても、アジア諸国の台頭の中で、アジアでの存在感を維持することが困難となっており、 我が国独自の強みも活かした都市の国際競争力の向上が必要。

これらの状況を打開するためには、 従来のような中心市街地活性化等の個別政策課題への対応で はなく、中長期視点に立って都市構造そのものを再構築する政策が必要。

#### 進め方等

7月31日に「中間とりまとめ」発表

#### 予算要求、税制要望等に反映

年内に最終取りまとめを行い、「都市再構築

#### 戦略」を策定

「都市再構築戦略」に基づく施策・取組みを 支援し、都市構造のリノベーションを推進

これまでの開催状況

第1回:4/9、第2回:4/23、第3回:5/15、

第4回:5/28、第5回:6/17、第6回:6/25、第7回:7/11

配付資料、意見要旨等は随時国土交通省HPにおいて公表

#### 委員

浅見 泰司 東京大学大学院工学系研究科教授

與野信宏 中京大学理事 小澤 吉則 一般財団法人長野経済研究所調査部長 岸井 隆幸 日本大学理工学部教授

库升 煙半 口 中人子连上子部教授 正田 寬 太田 商工会議所会頭 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授 辻 哲夫 東京大学高齢社会総合研究機構教授 寺島 実郎 一般財団法人日本総合研究所理事長 根本 祐二 東洋大学大学院経済学研究科教授

藤木 正和 三協立山株式会社代表取締役社長藤沢 久美 シンクタンク・ソフィアバンク代表

村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授 藻谷 浩介 株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 若林 資典 みずほコーポレート銀行産業調査部長 (敬称略、50音順)

# 4.(2)特色のある再開発



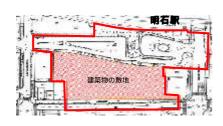
#### 医職住の近接化

#### 【明石駅前南地区(兵庫県明石市)】

交通利便性の高い駅前拠点地区において、医職住近接化を図る

- ·市の中心市街地の玄関口にあたるJR明石駅前に位置しており、中心市街地の活性化の核となるエリアであるが、大 規模小売店舗の撤退による商業の衰退、既存建物の老朽化等の課題を有している。
- ・住宅・商業施設・クリニックモール・市民図書館・市役所窓口・子育て支援施設等からなる複合施設を整備することに より、多くの人が暮らしやすいコンパクトなまちづくりを実現し、中心市街地の活性化を図る。

- 【コンセプト】 「都市機能の集積と市の玄関口としてふさわしい土地利用の先導」
- 「交通結節点としての機能強化」





(注)計画は現在検討中のものであり、今後変更となる可能性がある。

33

# 4.(2)特色のある再開発

#### 国土交通省

### 周辺市街地との調和(身の丈再開発)

#### 【田原中央地区(愛知県田原市)】

施設建築物の規模を抑え、事業リスクを低減

- · 景気悪化によるキーテナント予定者の撤退等により、組合施行による 事業化を断念し、市施行へ切り替え
- ・施行者変更にあたって事業規模を縮小(延べ床面積を従前計画の約

半分に)し、低層の複合施設を整備



#### <施設建築物の概要>

容積率の最高限度	400%(第 街区) 200%(第 街区)
容積率の最低限度	100%

街区	第 街区			第 街区	合計
棟	複合棟	業務棟1	業務棟2	権利者棟	
延べ面積(m²)	14,733	686	456	298	16,042
容積率(%)	168	116	148	100	162
階数	3/1	2/0	2/0	2/0	

#### 国貴率の特例



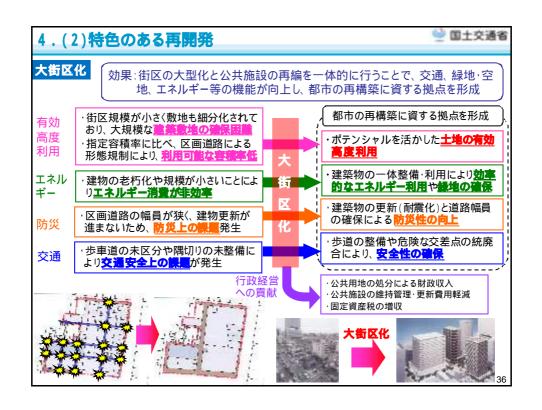
中心市街地活性化基本計画の区域における 容積率増加率2.55倍超



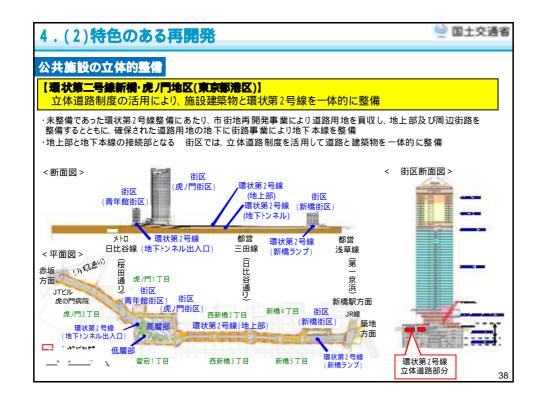
中心市街地活性化基本計画の区域における 容積率増加率2.55倍以下 重点密集市街地等 地方都市リノベ事業











### 4.(3)再開発ビルストックの再生



- > 築後相当年数を経過した再開発ビルにおいて、百貨店やホテル等のテナントが撤退 する事例が発生
- ▶ 地域の顔となる駅前再開発ビル等の空き床の長期化は、都市イメージ低下、投資の 抑制等、地域の活性化に悪影響
- ▶ 一方で、今後の住宅・まちづくり分野においては既存ストックを有効に活用していくこ とも重要な視点
- ▶ 地域の活力の維持のためには、再開発ビルの既存ストックを適切に維持運営するこ とに加えて、リフォームやコンバージョン、再開発実施地区の一部を含む再開発事業 の実施等の実施等も検討する必要あり



#### 再開発ビルのリニューアル

再開発ビルのコンバージョン

再開発実施地区の一部を含む再開発事業の実施

# 4.(3)再開発ビルストックの再生 アンケート側面の象針信果(平成24年3月30日公表)]



検討中

(9棟)

2地区(2棟)

6地区

(9棟)

40

過去に実施された市街地再開発事業、防災建築街区造成事業、市街地改造事業の実態を把握するため、地方公共 団体とビル管理者を対象に調査を実施。

回答率は、市街地再開発事業(地方公共団体:92%(857地区/936地区)、管理者:69%(783棟/1,131棟))、防災建築 街区造成事業(地方公共団体: 75%(254地区/340地区)、管理者: 30%(111棟/372棟))、市街地改造事業(地方公共 団体:59%(16地区/27地区)、管理者:50%(14棟/28棟))。

#### アンケートの集計結果(市街地再開発事業)

1 事業完了公告後30年を経過した地区を老朽再開発地区、同地区内のビルを老朽再開発ビルという。

老朽再開発地区 1の約8割は、地方都市の駅前・中心部に立地。

老朽再開発地区は、30年経過後も、住宅や事務所、駐車場など、当初の施設計画の役割をそのまま果たし続けている 一方、商業施設の導入を図った地区の一部では、周辺環境の変化(郊外型店舗の進出、施設の老朽化等)により、他 の用途や空き床となっている。

老朽再開発ビルの総延べ面積に占める空き床の割合は7%。主用途が店舗である老朽再開発ビルの場合、同13%。 老朽再開発地区に対する地方公共団体の対応方針は、1)基本的に再開発ビル側の自助努力に期待:約4割、2)自 らの課題として解決策を検討:約4割。

<u>地方公共団体として</u>老朽化再開発地区やその周辺市街地が抱える課題(人口減少、にぎわい・活力低下)に対して、 再度の事業実施を検討している地区は4地区。 【表1】

再開発ビル管理者による老朽再開発ビルの再生に向けた取組みでは、6地区 2で建替えを検討。このほか、給排水 設備・耐震改修・空調設備等の改修工事:31地区 3、床のリニューアル工事:23地区 3、/表2/ 2 6地区のうち地方公共団体の回答と共通する地区は2地区 3、皮修工事・床のリニューアル工事は実施済み・実施中・検討中の合計値

地方公共団体及びビル管理者アンケートの集計結果から、再度の事業実施を検討している地区は現時点で8地区あ

#### り、このうち具体的な検討を行っている地区は2地区。 【表 1】調査対象地区 936地区 全回答地区 857地区 老朽再開発地区 70地区 (8%) 再度の事業実施を検討 4地区 (0.5%) している地区

		実施済み	実施甲	
【表2】	修繕・改修工事(給排水設備・耐震	12地区	12地区	Г
+	改修·空調設備等)	(16棟)	(13棟)	
-	床のリニューアル工事(大フロア化・	18地区	3地区	Г
_	空き床の集約)	(20棟)	(3棟)	
	再度の再開発事業等の実施			

4 工区を分けて事業完了公告を行っている地区は、工区毎に集計

# 4.(3)再開発ビルストックの再生 [過去に市衛地再開発車職等により施行された地区への 型 国土交通省



アンケートの集計結果(防災建築街区造成事業等)

5 防災建築住区造成事業及び市往地改造事業による地区を「防災建築街区等地区」とし、 上記2事業による開発ビルを「防災建築街区等ビル」という。

防災建築街区等地区 5の約5割は、地方都市の駅前・中心部に立地。

防災建築街区等地区は、完成後数十年経過し、施設の老朽化や周辺市街地のにぎわい・活力低下等により、商業施設 や住宅、事務所の導入を図った地区の一部では、他の用途や空き床となっている。

防災建築街区等ビルの総延べ面積に占める空き床の割合は8%。

防災建築街区等地区に対する地方公共団体の対応方針は、1)基本的に防災建築街区等ビル側の自助努力に期待:約5割 2) 自らの課題として解決策を検討:約3割。

<u>地方公共団体として</u>防災建築街区等地区やその周辺市街地が抱える課題(人口減少、にぎわい・活力低下)に対して、

再度の事業実施を検討している地区は26地区。 [表3]

再開発ビル管理者による老朽再開発ビルの再生に向けた取組みでは、8地区 6で建替えを検討。このほか、耐震改修・ 空調設備等の改修工事:32地区 7、床のリニューアル工事:12地区 7。 [表4]

6 8地区のうち地方公共団体の回答と共通する地区は6地区 7 改修工事・床のリニューアル工事は実施済み・実施中・検討中の合計値

地方公共団体及びビル管理者アンケートの集計結果から、再度の事業実施を検討している地区は現時点で28地区あり、

#### このうち具体的な検討を行っている地区は9地区。

【表3】	調査対	対象地区	367地区		
	全回往	<b>等地区</b>	270地区	(100%)	
		再度の事業実施を検討 している地区 8	26地区	(10%)	

【表4】

	実施済み	実施中	検討中
修繕・改修工事(耐震改修・空調設	15地区	9地区	8地区
備等)	(15棟)	(11棟)	(10棟)
床のリニューアル工事(大フロア化・	5地区	2地区	5地区
空き床の集約)	(8棟)	(2棟)	(6棟)
再度の事業実施を検討している地区			8地区
ロスツチ未入ルと 1大町 0 ている 20位	I	I	(11 植)

8 具体的な事象手法(市街地再開発事業、任意の建替え事業等)は未定

過去に市街地再開発事業等を実施した地区における再度の事業実施状況

市街地再開発事業 市街地再開発事業:1地区 防災建築街区造成事業 市街地再開発事業:4地区

市街地再開発事業 任意建替え:5地区

防災建築街区造成事業・市街地改造事業 任意建替え:11地区

### 4.(3)再開発ビルストック再生の先導的事例

#### 🥯 国土交通省

### 再開発ビルをリニューアルした事例

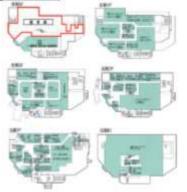
「ノバティながの」 < 河内長野駅前地区市街地再開発事業 > <リニューアル(床の再配置等)>

<経 過>

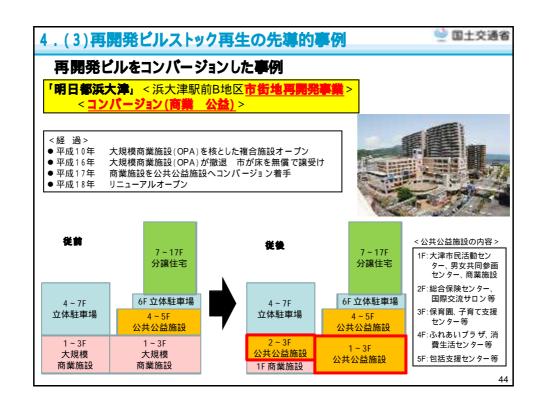
- 平成 元年 市街地再開発事業の竣工(核テナントに西友・南海)
- 平成20年 西友が再開発ビルから撤退を表明
- 平成21年 3月 西友・南海が閉店、北館の約80%が空き床
- 平成21年11月 リニューアルオープン



- . ! <再生事業の取組み>
- ▶ 都市環境改善支援事業 (エリアマネジメント支援事業)
- ▶主に、店舗の適正配置に必要な床の所有と利用の分離を 図り、商業施設の一元的運営体制を確立。
  - (各階で虫食い状態となっていた空き床を5階に集約し、 区画床の再配置を実施)
- 主な支援対象は、再生計画策定の為のコーディネート業務及び事業計画・採算計画、MD 計画、テナントリーシン グ・テナント配置計画等検討・立案、リニューアル工事 設計等







# 4.(3)再開発ビルストック再生の先導的事例

国土交通省

#### 再開発実施地区の一部を含む区域で再開発事業を実施した事例

「福山繊維ビル」 < 防災建築街区造成事業

「アイネスフクヤマ」 < 東桜町地区市街地

<経 過>

● 昭和36年 防災建築街区造成事業の竣工(福山繊維ビル)

- (1階:店舗兼倉庫、2階:作業所、3階:住居で100区画に分かれている 次第に老朽化し、権利関係も複雑化)
- ●昭和50年初頭 飲食店を中心とした雑居ビルへ変化、中心市街地にあって防災・防犯上の課題が生じる
- 平成 2年 スプリンクラー設置指導を受けた後、権利者による建替えに向けた協議スタート
- 平成15年 都市計画決定
- 平成23年 市街地再開発事業工事完了
  - ・空き床の増加
  - ・施設の老朽化
  - ・法改正による既存不適格

市街地再開発事業により、ビルの再整備、 平成23年「アイネスフクヤマ」竣工



福山市作成資料、(公社)全国市街地再開発協会公表資料をもとに作成

# 4.(3)再開発ビルストック再生の先導的事例

國土交通省

### 再開発実施地区の一部を含む区域で再開発事業を実施した事例

「第3ビル」< 小樽駅前地区市街地再開発事業>

「サンビルスクエア」 < 小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業>

- 昭和45年~昭和51年 小樽駅前地区市街地再開発事業(第1ビル、第2ビル、第3ビル)

(第3ビルは、ホテル・市営プール・店舗・銀行)

- 平成14年 ホテルが営業停止
- 平成17年 再開発準備会を設立
- 平成18年 都市計画決定
- 平成21年 市街地再開発事業工事完了

小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業(青線)の一部は、当初の小樽駅前地区市街地



小樽市作成資料、(公社)全国市街地再開発協会公表資料をもとに作成